



平成 28 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 進学会
代表者名 代表取締役社長 平井 崇浩
(コード番号 9760 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 松田 啓
管 理 本 部 長
(電話 0 1 1 - 8 6 3 - 5 5 5 7)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 41 回定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 28 年 1 月 12 日付開示文書にてお知らせしておりましたとおり、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。そのため、監査等委員会および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために必要な変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社は従来より会計監査人を設置しておりましたが、その内容を明文化するため会計監査人の章を新設いたしました。
- (4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

本議案における定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会日 平成 28 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日

(別紙)

(下線は変更箇所です。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1～3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6～12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13～17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 <u>当社に20名以内の取締役を置く。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> ② (条文省略) ③ (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時満了する。</u> (新設)</p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第1章 総則 第1～3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6～12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13～17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 <u>当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は15名以内とする。</u> ② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>当社の監査等委員である取締役の補欠の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第20条 <u>当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(代表取締役及び役付役員)

第 21 条 取締役会の決議により取締役中から、代表取締役会長、代表取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を選任することができる。

第 22 条 (条文省略)

(取締役の報酬等及び退職慰労金)

第 23 条 取締役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 (条文省略)

② (条文省略)

(新 設)

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の通知は、会日の 4 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 (条文省略)

② 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(新 設)

(新 設)

(代表取締役及び役付役員)

第 21 条 当社は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役会長、代表取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を選任することができる。

第 22 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等及び退職慰労金)

第 23 条 当社の取締役の報酬等及び退職慰労金は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 (現行どおり)

② (現行どおり)

③ 前 2 項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 (現行どおり)

② 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(新 設)

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当社に 5 名以内の監査役を置く。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時満了する。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役の報酬等及び退職慰労金)

第 31 条 監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会の通知は、会日の 4 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(社外監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

(新 設)

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

	(新 設)	<u>(招集通知)</u> 第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に 対し会日の 3 日前までに発するものとする。た だし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮 することができる。
	(新 設)	② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ とができる。
	(新 設)	<u>(決議方法)</u> 第 31 条 監査等委員会の決議は、監査等委員会の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
	(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本 定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委 員会の定める監査等委員会規程による。
	(新 設)	第 6 章 会計監査人
	(新 設)	<u>(選任)</u> 第 33 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によ って選任する。
	(新 設)	<u>(任期)</u> 第 34 条 当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以 内に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。
	(新 設)	② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別 段の決議がなされなかったときは当該定時株 主総会において再任されたものとみなす。
	(新 設)	<u>(報酬等)</u> 第 35 条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役 が監査等委員会の同意を得て定める。
	第 6 章 事業年度	第 7 章 計 算
第 35 条	(条文省略)	第 36 条 (現行どおり)
第 36 条	(条文省略)	第 37 条 (現行どおり)
第 37 条	(条文省略)	第 38 条 (現行どおり)
第 38 条	(条文省略)	第 39 条 (現行どおり)
	(新 設)	② 未払の剰余金の配当については利息を支払わ ない。
附則 第 1 ～ 2 条	(条文省略)	(現行どおり)

以 上